しくは令和三年度の一般会計補正予算（第1号）における生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を財源として社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会が行う金銭の貸付けで、次に掲げる者の生活費を援助するために行うものとする。

一　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によりその収入が平年の収入に比して減少した世帯（次号において「収入減少世帯」という。）に属する者で緊急かつ一時的な生計の維持の支援を必要とするもの

二　収入減少世帯に属する者で生活に困窮し、かつ、生活の維持が困難となっているもの

5　法第四条第三項に規定する相続人その他の財務省令で定める者は、相続又は遺贈により同項に規定する貸付けに係る債務を承継した者とする。

第四条第一項から第三項までの規定中「第四十一条第三十一項」を「第四十一条第三十四項」に改め、同条第五項中「第十八条の二十一第十一項」を「第十八条の二十一第十項」に、「又は第十六項」を「若しくは第十六項」に、「同条第十三項の規定又は」を「同条第十三項の規定若しくは」に、「同項」を「同項の」に、「同条第一項」を「同項の」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「第四十一条第三十一項」を「第四十一条第三十四項」に改め、同条第十項中「第十八条の二十一第十一項」を「第十八条の二十一第十項」に、「又は第十六項」を「若しくは第十六項」に、「同条第十三項の規定又は」を「同条第十三項の規定若しくは」に、「同項」を「同項の」に、「同条第一項」を「同項の」に改め、同条第十一項から第十三項までの規定中「第四十一条第三十一項」を「第四十一条第三十四項」に改め、同条第十五項中「第十八条の二十一第十一項」を「第十八条の二十一第十項」に改め、「居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（第十八条の二十三第三項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は」を削り、「若しくは平成二十年」を「又は平成二十年」に、「同条第十三項又は」を「居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、同項に規定する買取再販住宅の取得、同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第一項に規定する住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に、「同項」を「同項の」に、「同条第一項」を「同条第一項の」に改める。

第四条の二第一項第二号イ中「（当該家屋が令第四条の二第二項各号」を「（当該家屋が当該各号」に改め、同条第八項中「第四十一条第三十一項」を「第四十一条第三十四項」に改め、同条第十項中「第十八条の二十一第十一項」を「第十八条の二十一第十項」に改め、「居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（第十八条の二十三第三項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は」を削り、「若しくは平成二十年」を「又は平成二十年」に、「同条第十三項又は」を「居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、同項に規定する買取再販住宅の取得、同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に、「同項」を「同項の」に、「同条第一項」を「同条第一項の」に改める。

第四条の二第一項第二号イ中「（当該家屋が当該各号」を「（当該家屋が令第四条の二第二項各号」に改め、同条第八項中「第四十一条第三十一項」を「第四十一条第三十四項」に改め、同条第十項中「第十八条の二十一第十一項」を「第十八条の二十一第十項」に改め、「居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（第十八条の二十三第三項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は」を削り、「若しくは平成二十年」を「又は平成二十年」に、「同条第十三項又は」を「居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、同項に規定する買取再販住宅の取得、同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に、「同項」を「同項の」に、「同条第一項」を「同条第一項の」に改める。

第四条の二第一項第二号イ中「（当該家屋が令第四条の二第二項各号」を「（当該家屋が当該各号」に改め、同条第八項中「第四十一条第三十一項」を「第四十一条第三十四項」に改め、同条第十項中「第十八条の二十一第十一項」を「第十八条の二十一第十項」に改め、「居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（第十八条の二十三第三項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は」を削り、「若しくは平成二十年」を「又は平成二十年」に、「同条第十三項又は」を「居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、同項に規定する買取再販住宅の取得、同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に、「同項」を「同項の」に、「同条第一項」を「同条第一項の」に改める。

第四条の二第一項第二号イ中「（当該家屋が当該各号」を「（当該家屋が令第四条の二第二項